

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第1区分

【発行日】平成25年2月28日(2013.2.28)

【公開番号】特開2012-137501(P2012-137501A)

【公開日】平成24年7月19日(2012.7.19)

【年通号数】公開・登録公報2012-028

【出願番号】特願2012-83533(P2012-83533)

【国際特許分類】

G 01 N 35/02 (2006.01)

G 01 N 35/10 (2006.01)

C 12 M 1/00 (2006.01)

【F I】

G 01 N 35/02 G

G 01 N 35/06 G

C 12 M 1/00 A

【手続補正書】

【提出日】平成25年1月10日(2013.1.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1の使い捨て式ピペット先端および第2の使い捨て式ピペット先端を利用する自動式ピペッタであって、第2の使い捨て式ピペット先端からの単離の際に、第1の使い捨て式ピペット先端を保管するように構成された取外し可能な先端単離収容器を備える、自動式ピペッタ。

【請求項2】

収容器アレイのための保持器と、  
磁性粒子を捕捉するためのマグネットアレイと、  
バイアスマグネットとを備える装置であって、  
バイアスマグネットは、収容器アレイの相対する端部を起点とする有効磁場が提供されるように、収容器アレイに及ぶ、装置。

【請求項3】

バイアスマグネットは、収容器アレイ内の収容器の最上部分において磁束密度を増大させる、請求項2に記載の装置。

【請求項4】

バイアスマグネットは、収容器の高さの2分の1の位置において磁束密度を3倍増大させる、請求項3に記載の装置。

【請求項5】

マグネットの磁場によって分離されていない収容器の内容物から磁性粒子を単離するための装置であって、

nが少なくとも1でありかつmが少なくとも3であるとして、少なくともn個の縦列と少なくともm個の横列を有するマグネットのアレイと、

マグネットアレイに隣接して位置決めされている少なくともn+1個の収容器のアレイとを備え、各収容器または収容器保持器が、マグネットの一方の極のみに隣接している、装置。

**【請求項 6】**

$n$  が少なくとも 3 であり、かつ  $m$  が少なくとも 6 である、請求項 5 に記載の装置。

**【請求項 7】**

マグネットアレイの縦列の数が、収容器アレイの縦列の数の 2 分の 1 である、請求項 5 に記載の装置。

**【請求項 8】**

サンプル内の関心対象種目を単離するための装置であって、

$n$  が少なくとも 1 でありかつ  $m$  が少なくとも 3 であるとして、少なくとも  $n$  個の縦列と少なくとも  $m$  個の横列を有するマグネットのアレイと、

サンプルを有する収容器をマグネットのアレイの近傍に保持するように構成された保持器と、

少なくとも  $n + 1$  個の収容器のアレイとを備え、各収容器が、1 つのマグネット横列だけと隣接するように、マグネットアレイに隣接して位置決めされ、マグネット横列の各マグネットの中心を通って引いた線が、収容器の開放端を画定している外周と交差せず、収容器に隣接するマグネットの横列における各マグネットが、収容器に面する同一の極を有するように方向付けられる、装置。

**【請求項 9】**

$n$  が少なくとも 3 でありかつ  $m$  が少なくとも 6 である、請求項 8 に記載の装置。

**【請求項 10】**

各収容器または収容器保持器が、複数のマグネットの一方の極のみに隣接している、請求項 5 に記載の装置。